

業務内容の対応関係表（建築工事監理業務委託共通仕様書と国土交通省告示第8号（業務報酬基準））・・・「建築工事監理等業務委託の進め方（H28.6月 全国営繕主管課長会議幹事会）」P8 表-3

山梨県県土整備部営繕課

項目				業務内容	備考（具体的事例）	告15 （R06.1.9 告8）	業務日誌（ブルダウンリスト）
2.1 一般業務の内容	1. 工事監理に関する業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	・当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。	・業務計画書作成 ・ “ ” 提出	2-一（1）（ i ）	01.工事監理方針の説明
			(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	・当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。	・業務計画変更協議	2-一（1）（ ii ）	02.工事監理方法変更の場合の協議
		(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	・設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、調査職員に報告する。	・設計図書の内容把握 ・ “ ” 矛盾等報告	2-一（2）（ i ）	03.設計図書の内容の把握
			(ii) 質疑書の検討	・工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。	・質疑等の検討 ・ “ ” 検討結果報告	2-一（2）（ ii ）	04.質疑書の検討
		(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	① 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）・製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。	・施工図等のチェック ・ “ ” 適合報告	2-一（3）（ i ）	05.施工図等の検討及び報告
				② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。	・施工図等が設計図書に適合していない場合の必要な措置に関するとりまとめ ・ “ ” 報告		
				③ ②の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	合		
			(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。	・材料（製品）承認書類等確認 ・ “ ” 適合報告	2-一（3）（ ii ）	06.工事材料、設備機器等の検討及び報告
		② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。	・使用予定の材料（製品）等が設計図書に定められた品質に適合していない場合の必要な措置に関するとりまとめ ・ “ ” 報告				
		③ ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。	合				
		(4) 対象工事と設計図書との照合及び確認	・工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。	・材料（製品）等検査 ・段階確認 ・品質管理記録等の確認	2-一（4）	07.対象工事と設計図書との照合及び確認	
		(5) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	①（4）の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 ②（4）の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 ③ 調査職員から対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。	・（4）適合報告	2-一（5）	08.対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	
				・（4）が設計図書に定められた品質に適合していない場合の必要な措置に関するとりまとめ ・ “ ” 報告			
				・補修等の確認 ・ “ ” 報告			
				合			
		(6) 業務報告書等の提出	対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終了後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。	・業務報告書等作成 ・ “ ” 提出	2-一（6）	09.業務報告書等の提出	
	2. 工事監理に関するその他の業務	(1) 工程表の検討及び報告	① 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 ③ ②の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	・工程表のチェック ・ “ ” 適合報告 ・工程表の修正等必要な措置に関するとりまとめ ・ “ ” 報告	2-二（2）	10.工程表の検討及び報告	
				合			
				合			
		(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	① 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 ③ ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	・施工計画書等のチェック ・施工体制に関するチェック ・ “ ” 適合報告 ・施工計画書等の修正等必要な措置に関するとりまとめ ・ “ ” 報告	2-二（3）	11.設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	
				合			
				合			
		(3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	① 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。	・出来形、施工数量等の確認 ・ “ ” 適合報告	2-二（4）（ i ）	12.対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告
				② ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。	・出来形、施工数量等が工事請負契約の内容に適合していない場合の指示事項の検討 ・ “ ” 結果報告		
				③ 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。	・補修等の確認 ・ “ ” 報告		
				④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱い、①、②、③の規定を準用する。	合		
			(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	・工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。	・立会い等の実施 ・ “ ” 結果報告	2-二（4）（ ii ）	13.工事請負契約に定められた指示、検査等
			(iii) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	・工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。	・破壊検査の必要性の報告 ・破壊検査実施 ・ “ ” 結果報告	2-二（4）（ iii ）	14.対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
		(4) 関係機関の検査の立会い等	・建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。	・各種検査立会い ・ “ ” 報告	2-二（6）	16.関係機関の検査の立会い等	
2.2 追加業務の内容	・追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。				※特記仕様書による		17.追加業務 18.その他

注）

- ・表中の「監督職員」、「調査職員」は、「監督員」に読み替える。
- ・工事監理業務委託共通仕様書は、工事監理業務受注者に工事監理の枢要部分である「工事と設計図書との照合及び確認」、「工事監理報告書等の提出（受注者が報告すべき内容に限る）」をすべて委託していることから、建築基準法上の「工事監理者」は工事監理業務受注者としている。